府　令

○内閣府令第七十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の三十九第二項、第百五十六条の四十第二項第五号から第七号まで、第百五十六条の四十四第一項第八号、第二項第十一号及び第四項第三号、第百五十六条の四十八、第百五十六条の五十第三項第三号及び第五号、第八項並びに第九項、第百五十六条の五十六並びに第百五十六条の五十七第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　**直人**

金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令

目次

第一章　総則（第一条―第五条）
第二章　業務（第六条―第十三条）
第三章　監督（第十四条・第十五条）
第四章　雑則（第十六条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この府令において「指定紛争解決機関」、「金融商品取引業等業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第百五十六条の三十八に規定する指定紛争解決機関、金融商品取引業等業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

2　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　金融商品取引業等業務関連苦情　法第百五十六条の三十八第九項に規定する金融商品取引業等業務関連苦情をいう。

二　金融商品取引業等業務関連紛争　法第百五十六条の三十八第十項に規定する金融商品取引業等業務関連紛争をいう。

三　金融商品取引関係業者　法第百五十六条の三十八第十三項に規定する金融商品取引関係業者をいう。

四　業務規程　法第百五十六条の三十九第一項第七号に規定する業務規程をいう。

五　加入金融商品取引関係業者　法第百五十六条の四十二第二項に規定する加入金融商品取引関係業者をいう。

（割合の算定）

第二条　法第百五十六条の三十九第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第百五十六条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第百五十六条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた金融商品取引関係業者（当該申請により法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第四条において同じ。）に金融庁長官により公表されている金融商品取引関係業者（次条及び第五条第二項において「すべての金融商品取引関係業者」という。）の数で除して行うものとする。

（金融商品取引関係業者に対する意見聴取等）

第三条　法第百五十六条の三十九第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、金融商品取引関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一　説明会を開催する日時及び場所は、すべての金融商品取引関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二　当該申請をしようとする者は、すべての金融商品取引関係業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第五条第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ　当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ　説明会の開催年月日時及び場所

ハ　金融商品取引関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三　前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2　法第百五十六条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一　すべての説明会の開催年月日時及び場所

二　すべての金融商品取引関係業者の説明会への出席の有無

三　すべての金融商品取引関係業者の意見書の提出の有無

四　提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五　提出を受けた意見書に法第百五十六条の三十九第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3　前項の書類には、金融商品取引関係業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の提出）

第四条　法第百五十六条の四十一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第五条　法第百五十六条の四十第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第百五十六条の三十九第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第十一条第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第百五十六条の三十九第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第百五十六条の四十第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第三条第一項第二号の規定によりすべての金融商品取引関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等